

すすめよう！男女共同参画

◆女性の活躍に向けた取組を

女性が職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し活躍できる環境を整備するため、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が制定されました。

これにより、常時雇用する労働者が301人以上の事業主は、平成28年4月1日までに、①自社の女性の活躍に関する状況把握・課題分析、②その課題を解決するのにふさわしい数値目標と取組を盛り込んだ行動計画の策定・北海道労働局への届出・社内周知・公表、③女性の活躍に関する情報の公表が義務づけられています。

それぞれの事業主が抱える課題に応じた積極的な計画を策定し、取組を着実に進めましょう。

なお、常時雇用する労働者が300人以下の事業主は努力義務とされています。

◆正社員の女性のためだけ？

女性の活躍推進は、パートや派遣などの非正規雇用を含めたあらゆる雇用形態で働く一人ひとりの女性が、どの役職段階においても、その個性と能力を十分に発揮できることを目指しています。

また、女性のみならず、男性を含めた長時間労働の是正など働き方の改革や、男性の育児・介護などへの参画を促進し、仕事と家庭を両立できる環境を整備する必要があります。

女性活躍推進法の詳細は、北海道労働局にお問い合わせになるか、厚生労働省ホームページ(女性活躍推進法特集ページ <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>)をご覧ください。

問合先 北海道労働局雇用均等室 ☎011-709-2715、役場企画課企画調整係（内線212）